

資料

奨学金の経済的要件

例	概要														
日本学生支援機構 (平成26年度採用者)	<p>大学生（在学採用、私立大学、4人世帯（父母・本人・高校生の弟）、自宅通学の場合）</p> <p>家計支持者（※1）の収入≦下表の額（目安）</p> <p>※1 父母（父母がいない場合は、代わって家計を支えている者）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯 人数</th> <th colspan="2">無利子（第一種）</th> <th colspan="2">有利子（第二種）</th> </tr> <tr> <th>給与所得者</th> <th>それ以外</th> <th>給与所得者</th> <th>それ以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>907万円</td> <td>421万円</td> <td>1223万円</td> <td>737万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 申込方法（予約採用・在学採用）、世帯人員、就学者の有無、学校の別（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）等によって、上限額が異なる。</p> <p>（注）予約採用：進学前に在籍する高校等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、進学後の奨学金を予約する制度</p> <p>在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、奨学金を貸与する制度</p>	世帯 人数	無利子（第一種）		有利子（第二種）		給与所得者	それ以外	給与所得者	それ以外	4人	907万円	421万円	1223万円	737万円
	世帯 人数		無利子（第一種）		有利子（第二種）										
給与所得者		それ以外	給与所得者	それ以外											
4人	907万円	421万円	1223万円	737万円											
法科大学院生	<p>本人の収入（※2）＋配偶者の定職収入（※3）≦下表の額（目安）</p> <p>※2 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額</p> <p>※3 配偶者が給与所得者の場合は、配偶者の収入から一定額を控除して、本人の収入と合算</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>無利子（第一種）</th> <th>有利子（第二種）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>299万円 (研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度)</td> <td>536万円</td> </tr> </tbody> </table>	無利子（第一種）	有利子（第二種）	299万円 (研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度)	536万円										
無利子（第一種）	有利子（第二種）														
299万円 (研究能力が特に優れている者などは、389万円を限度)	536万円														
大学独自のもの (対象に法科大学院生を含む。)	<p>● 大学独自の奨学金における家計基準についても、上記基準と同様に行っているところがある（ただし、親の収入を考慮に入れるなどの修正が加えられていることがある。）。</p> <p>● 独自の基準の例</p> <p>「父母及び本人の年収合計が、給与収入で700万円（税込）、営業所得等で400万円を超える場合は採用が難しくなる」</p>														